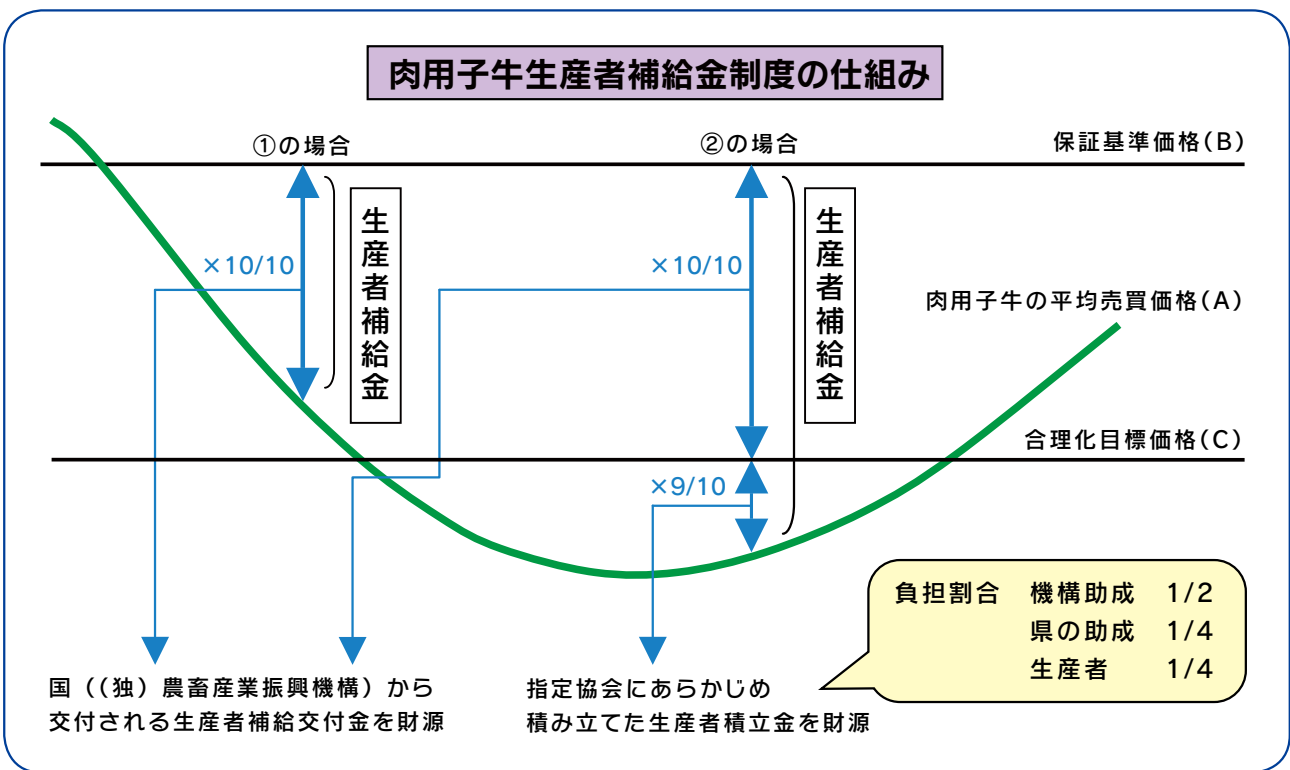


# 肉用子牛生産者補給金制度

## 制度の仕組みと事務手続

### 1. 制度の仕組み

- 肉用子牛生産者補給金制度は、肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付し、肉用子牛生産の安定等を図ることを目的としています。
- 生産者補給金は、肉用子牛の平均売買価格（品種別・四半期毎）が農林水産大臣が毎年度決定する保証基準価格を下回った場合に交付されます。



四半期毎に農林水産大臣が告示する肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、その期間中に肉用子牛を販売または自家保留していれば生産者補給金が交付されます。

#### 〔生産者補給金の1頭当たりの交付額は、次のようになります〕

- ①平均売買価格 (A) が保証基準価格 (B) を下回り、合理化目標価格 (C) 以上の場合  
 補給金交付額 = 保証基準価格 (B) - 平均売買価格 (A)
- ②平均売買価格 (A) が合理化目標価格 (C) を下回っている場合  
 補給金交付額 = (保証基準価格 (B) - 合理化目標価格 (C))  
 + (合理化目標価格 (C) - 平均売買価格 (A)) × 90%

## 保証基準価格及び合理化目標価格

保証基準価格は、「肉用子牛の生産条件、需給事情その他の経済事情を考慮し、肉用子牛の再生産を確保することを旨として」定められます。合理化目標価格は、「牛肉の国際価格の動向、肉用牛の肥育に要する合理的な費用の額等からみて、肉用牛生産の健全な発達を図るため肉用子牛生産の合理化によりその実現を図ることが必要な生産費を基準として」定められます。

これらの価格は、食料・農業・農村政策審議会の意見を聞いて、毎年度農林水産大臣が決定します。平成 29 年度は次の表のとおりです。

(単位：円 / 頭)

区 分	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格	339,000	309,000	221,000	136,000	210,000
合理化目標価格	282,000	259,000	150,000	93,000	152,000

## 生産者積立金・負担金

生産者積立金は、業務対象年間（1 業務対象年間は5年間で、27～31 年度が第 6 業務対象年間）における肉用子牛の価格動向に対応して補給金が適切に交付できる水準を考慮し各指定協会が定めたものを、生産局長が承認することになっています。

生産者積立金は次の表のとおりですが、国（機構）と県の助成があり、生産者の負担分は 1/4 です。

(単位：円 / 頭)

区 分	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
生産者積立金	1,200	4,600	12,400	6,400	2,400
負担内訳（割合）					
国（機構）（1/2）	600	2,300	6,200	3,200	1,200
県（1/4）	300	1,150	3,100	1,600	600
生産者（1/4）	300	1,150	3,100	1,600	600

- 生産者が納付した負担金は、税制上、損金に算入することが可能です。
- 指定協会の保有する補填財源（生産者積立金）を超えて補給金を交付する場合には、全国肉用牛振興基金協会からの借入金で対応することとなりますが、その償還は生産者が負担することになります。
- 現在の業務対象年間（27～31 年度の5年間）終了時において生産者積立金に残額がある場合は、その残額を生産者積立準備金に繰り入れ、次の業務対象年間において契約生産者の持分として負担金に充てるか、または現在の業務対象年間終了時の契約生産者に返還することができます。いずれの場合も負担金を損金処理しているときは課税対象となるので、注意が必要です。

## 2. 制度加入と補給金交付までの事務手続

生産者が補給金交付を受けるためには、下記の諸手続きが、事務委託先（農協等）を通じて指定協会との間で確実に行われることが必要です。

なお、平成 18 年度からトレサ情報を利用した個体登録の手続を行い、確認事務の効率化を図ることとしました。

### 制 度 加 入

事務委託先を通じ、生産者と指定協会が「肉用子牛生産者補給金交付契約」を締結することが必要です。

### 個 体 登 録

- 生産者は、満 2 月齢に達する日まで（2 月齢 - 1 日）に当該肉用子牛に係る肉用子牛個体登録申込書を事務委託先に提出します。
- 事務委託先は、次の事務を行ってください。
  - 生産者の所有であることを人工授精証明書、家畜市場取引伝票等の証拠書類で確認してください。
  - 生年月日、性別、種別（品種）等について、トレサ情報を利用して確認してください。  
ただし、トレサ情報の利用が困難な場合については、現地調査により確認を行うこととなります。
  - トレサ制度に基づく各種届出、耳標番号も確認してください。
  - 速やかに登録申込書を指定協会へ提出してください。
- 指定協会は、満 6 月齢に達する日まで（6 月齢 - 1 日）に肉用子牛の個体登録を済ませ、生産者に個体登録通知書を送付します。
  - 満 6 月齢に達する日までに個体登録を済ませないと、補給金交付対象の「契約肉用子牛」とならないので注意してください。

### 負 担 金 の 納 付

- 生産者は、指定協会の請求に基づき、個体登録日（6 月齢 - 1 日）までに負担金を納付することが必要です。
  - 個体登録日までに負担金を納付しないと、「契約肉用子牛」とならないので注意してください。

### 販 売 ・ 保 留 の 確 認

- 生産者が、満 6 月齢に達した日から満 12 月齢に達する日までの間に販売、または満 12 月齢に達した日以後も自家保留する場合は、事務委託先を経由して指定協会に販売（保留）確認申出書を提出してください。
- 保留確認の場合、事務委託先は現地調査の上、同確認申出書を指定協会へ提出してください。

### 補 給 金 の 交 付

- 登録した肉用子牛を販売した四半期（自家保留の場合は満 12 月齢に達した時点の四半期）の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、補給金が交付されます。
- 補給金の交付時期は、原則として平均売買価格の告示の対象となった四半期の次の四半期中頃となります。

# 補給金制度における事務手続及びトレサ制度に基づく報告

## 肉用子牛の対象月齢

出生 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12月齢

### 〔補給金制度〕

- ① 個体登録の申込み（個体登録申込書）  
（生産者が申込み）
- ② 個体登録申込肉用子牛のトレサ情報の利用による個体識別  
・ 生年月日、性別、種別（品種）等の確認  
・ 個体識別番号の確認等
- ③ 所有の確認  
・ 生産者の所有であることを確認できる証拠書類で確認  
.....
- ④ 個体登録  
・ 負担金の納付

#### 販売の場合

- ⑤ 販売の確認（販売確認申出書）  
〔満6月齢に達した日以後に販売したことを指定協会（事務委託先）が確認〕  
・ 販売されたことが確認できる証拠書類で確認

#### 保留の場合

- ⑥ 保留の確認（保留確認申出書）  
〔満12月齢に達するまで飼養したことを指定協会（事務委託先）が現地調査により確認〕

### 〔トレサ制度〕

#### 繁殖経営など

- ① 出生の届出  
〔管理者が速やかに家畜改良センターに届出〕  
・ 出生年月日  
・ 雌雄の別  
・ 母牛の個体識別番号  
・ 牛の種別など
- ② 耳標の装着  
（管理者が装着）
- ③ 譲渡し等の届出  
（管理者が速やかに家畜改良センターに届出）  
・ 個体識別番号  
・ 譲渡し等の年月日  
・ 譲渡し等の相手先など

#### トレサ制度

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づき、牛の出生から牛肉として消費者に買われるまでの追跡、遡及を可能とするための制度です。

#### 育成経営など

- ① 譲受け等の届出（導入牛の場合）  
〔管理者が速やかに家畜改良センターに届出〕  
・ 個体識別番号  
・ 譲受け等の年月日  
・ 譲受け等の相手先など
- ② 譲渡し等の届出  
（管理者が速やかに家畜改良センターに届出）  
・ 個体識別番号  
・ 譲渡し等の年月日  
・ 譲渡し等の相手先など

- ◇ 死亡の届出（管理者が速やかに家畜改良センターに届出）
- ・ 個体識別番号
  - ・ 死亡の年月日
  - ・ 死亡牛の譲渡し等の相手先など

#### ◇ 耳標の再装着（管理者が装着）

- ・ 耳標が脱落、破損した場合は、すぐに同じ番号の新しい耳標を請求（186）0037-80-1777
- ※上記電話番号でつながらない場合（186）0248-48-0594

# 肉用子牛生産者補給金制度の補完事業 肉用牛繁殖経営支援事業

## 1. 事業の仕組み

◆肉用牛繁殖経営支援事業は、肉用子牛生産者補給金制度を補完し、子牛価格が発動基準を下回った場合に差額の一部を補填することにより、繁殖経営の所得を確保し、肉用牛繁殖経営基盤の安定を図ることを目的としています。

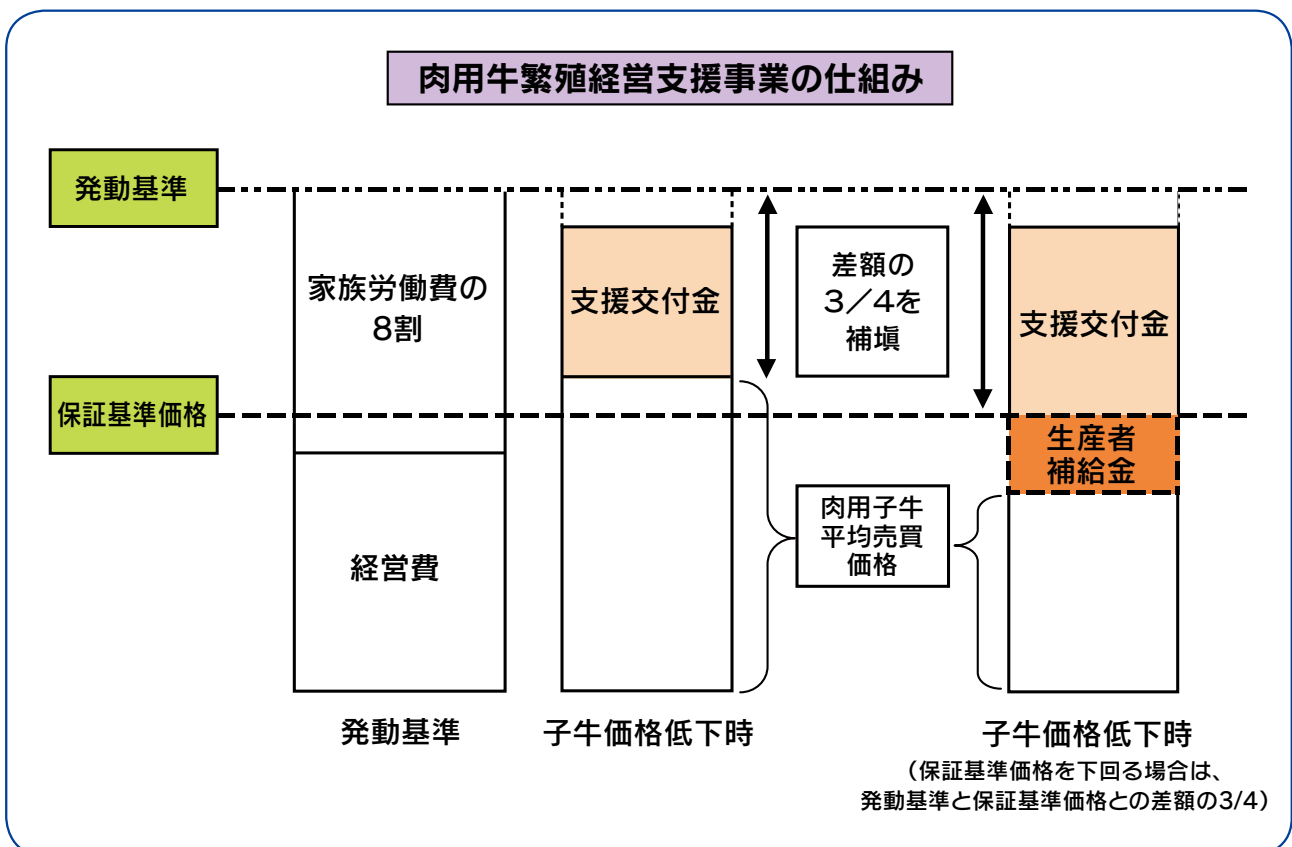
肉用子牛の支援交付金は、平均売買価格（品種別・四半期毎）が発動基準を下回った場合、当該四半期に販売または自家保留された肉用子牛を対象として、発動基準を下回った額の3/4が交付されます。

◆対象品種・発動基準

品種	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種
発動基準	46万円	42万円	30万円

◆交付金単価：発動基準と平均売買価格（ただし、平均売買価格が保証基準価格を下回る場合は保証基準価格）の差額の3/4

◆対象子牛：肉用子牛生産者補給金制度の契約肉用子牛



## 2. 事業加入と支援交付金交付までの事務手続

生産者が支援交付金を受けるためには、下記の手続が、事務委託先を通じて指定協会との間で確実に行われることが必要です。

### 事業参加

- ◆事務委託先を通じ、生産者と指定協会が「肉用子牛生産者補給金交付契約」を締結し、かつ事業の参加申込書を毎年度提出することが必要です。
- ◆事業参加申込書には必ず、肉用子牛生産に係る合理化を促進するため、出荷日齢の短縮などコスト削減に向けた取組を併せて記載することが必要です。

#### 【合理化促進に向けた努力方針の記載例】

項目は1つ以上  
選択すること

前年度の実績を  
踏まえて記入

備考欄には目標に向けた具体的な方法を記入  
(指定協会の判断で選択式にすることも可)

項目	現況値 (28年度)	目標値 (30年度)	備考
<input checked="" type="checkbox"/> 肉用子牛の出荷日齢の短縮	290日齢	270日齢	・発育能力に応じた 適正出荷日齢の見極め
<input checked="" type="checkbox"/> 繁殖雌牛の初産月齢の早期化	24.0か月齢	23.5か月齢	・栄養管理の改善 ・飼料給与体系の見直し
<input checked="" type="checkbox"/> 繁殖雌牛の分娩間隔の短縮	14.0か月	12.0か月	・発情発見の向上 ・適期授精の徹底など
<input checked="" type="checkbox"/> 飼料の低コスト化	放牧の実施 0.5ha	放牧の実施 2ha	・耕作放棄地の活用 ・TMR利用 ・コントラクター利用 ・公共牧場の利用 ・粕、くず等の利用 など
<input type="checkbox"/> その他 ( )			

- (注) ① 1か所以上の項目をチェックし、備考欄に具体的な対応方法を記載すること。
- ② 現況値の欄には、前年度の実績を踏まえて記載し、また、目標値の欄には30年度に向けた努力目標を記載すること(数値にて記載)。
- ③ 前事業実施期間に設定した目標のうち、目標未達の項目がある場合は、そのままこの目標値を30年度の目標値として設定(記載)することができる。
- ④ 前事業実施期間に設定した項目のうち、目標値が達成されている項目の場合は、原則、新たな目標値又は別に項目を設定のうえ目標値を記入すること。
- ただし、新たな目標値の設定が困難な場合は、「現状維持」として設定することができる。その場合も当該項目の現況値と目標値は記入すること。



- ◆事業参加申込書は、生産者が自ら設定し合理化促進に向けた努力方針を年度ごとに検証の上、さらに努力を促す必要から、毎年度提出する必要があります。
- ◆県・指定協会・委託団体（農協等）は事業参加者の取組状況を確認し、適切な指導等を行うため、取組確認表（例）を作成し、関係機関が連携し合理化努力を促してください。事業参加者は関係機関の指導・支援のもと積極的な努力をしてください。

## 取組確認表（記載例）

備考欄には実績値と目標値が顕著に乖離している、目標値を変更したなど、特筆すべき事項があるときに随時記入

生産者補給金交付契約者番号	契約者氏名	住所	項目	方法	現況値 (00年度)	目標値 (30年度)	実績値 (25年度)	実績値 (26年度)	実績値 (27年度)	実績値 (28年度)	備考(取組状況等を記載すること)
〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇 2-2-1	肉用子牛の出荷日齢の短縮	・発育能力に応じた適正出荷日齢の見極め	300日齢	270日齢	290日齢	280日齢	275日齢	260日齢	
			繁殖雌牛の初産月齢の早期化	・栄養管理の改善 ・飼料給与体系の見直し	24.5 か月齢	23.5 か月齢	24.0 か月齢	23.9 か月齢	23.8 か月齢	23.8 か月齢	
			繁殖雌牛の分娩間隔の短縮	・発情発見の向上 ・適期授精の徹底	13.5か月	12.0か月	14.0か月	13.5か月	13.8か月	13.6か月	
			飼料の低コスト化	・放牧の実施	0ha	2ha	0.5ha	0.5ha	0.5ha	0.6ha	

項目と方法は事業参加申込書の項目欄、備考欄からそれぞれ内容を転記

注) 取組確認表（例）は、県・指定協会・委託団体（農協等）が各事業参加申込者の取組状況を確認し、適切な指導等を行うためのものであり、内容が確認できる同様の資料があれば、必ずしもこの様式を用いる必要はありません。

※項目・方法については、事業参加申込書から転記してください。

## 支援交付金の交付

- ◆補給金と同じ時期（四半期毎）に指定協会を通じて支払われます。ただし、努力したものの、目標を達成できないからといって交付された支援交付金を返還することにはなりません。

不正の手段により生産者補給金や支援交付金の交付を受けたり、受けようとしたときは、交付の取消や返還命令が行われ、場合によっては生産者補給金交付契約の解除や刑事罰が科されることがあります。

## お問合せ先一覧

法人名	担当部署	TEL
独立行政法人農畜産業振興機構	畜産経営対策部 肉用子牛課	03-3583-8697
公益社団法人北海道畜産物価格安定基金協会	業務部	011-271-4511
一般社団法人青森県畜産協会	価格安定・衛生課	017-718-3809
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会	業務部	019-651-9634
一般社団法人宮城県畜産協会	価格安定課	022-298-8474
公益社団法人秋田県農業公社	肉用子牛・衛生指導課	018-893-6211
公益社団法人山形県畜産協会	価格安定課	023-634-8166
公益社団法人福島県畜産振興協会	価格安定課	024-573-0514
公益社団法人茨城県畜産協会	企画経営課	029-232-2277
公益社団法人栃木県畜産協会	経営支援課	028-664-3631
公益社団法人群馬県畜産協会	業務部	027-220-2365
一般社団法人埼玉県畜産会	事業推進部	048-536-5440
公益社団法人千葉県畜産協会	生産課	043-241-3851
公益財団法人東京都農林水産振興財団	農業振興課 畜産担当	042-528-1357
一般社団法人神奈川県畜産会		045-751-9211
公益社団法人山梨県畜産協会	経営・衛生対策課	055-222-2290
公益社団法人長野県畜産物価格安定基金協会		026-236-2275
公益社団法人静岡県畜産協会	価格安定課	054-274-0220
公益社団法人新潟県畜産協会	業務課	025-234-6782
公益社団法人富山県畜産振興協会		076-451-2480
公益社団法人石川県畜産協会		076-287-3635
一般社団法人福井県畜産経営安定基金協会		0776-54-0204
一般社団法人岐阜県畜産協会	価格安定部	058-278-2420
公益社団法人愛知県畜産協会	経営安定課	052-951-7477
一般社団法人三重県畜産協会	価格対策課	059-213-7513
一般社団法人滋賀県畜産振興協会	事業推進部	0748-33-4345
公益社団法人京都府畜産振興協会	畜産振興課	075-681-4280
一般社団法人大阪府畜産会		06-6941-1351
公益社団法人兵庫県畜産協会	価格安定部	078-381-9356
一般社団法人奈良県畜産会	業務部	0742-23-4004
公益社団法人畜産協会わかやま		073-426-8134
公益社団法人鳥取県畜産推進機構	業務第二課	0857-21-2775
公益社団法人島根県畜産振興協会	価格対策部	0852-21-4421
一般社団法人岡山県畜産協会	価格安定部	086-234-5981
一般社団法人広島県畜産協会	基金事業部	082-244-4768
公益社団法人山口県畜産振興協会	総務部	083-973-2725
公益社団法人徳島県畜産協会	企画総務課	088-634-2680
公益社団法人香川県畜産協会	業務部	087-825-0284
公益社団法人愛媛県畜産協会	業務部	089-948-5369
一般社団法人高知県肉用子牛価格安定基金協会		088-892-4830
公益社団法人福岡県畜産協会	経営指導部	092-641-8724
公益社団法人佐賀県畜産協会	畜産経営支援部	0952-24-7121
一般社団法人長崎県畜産物価格安定基金協会		095-820-2196
公益社団法人熊本県畜産協会	価格対策課	096-369-7820
公益社団法人大分県畜産協会	価格安定課	097-545-6594
公益社団法人宮崎県畜産協会	価格対策部	0985-41-9304
公益社団法人鹿児島県畜産協会	事業部	099-258-5647
公益財団法人沖縄県畜産振興公社	業務課	098-855-1129
一般社団法人全国肉用牛振興基金協会	事業部	03-3288-0441